

国民健康保険

安心して病院などにかかれるよう、すべての方が医療保険に加入することとなっています。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護受給者以外は、国民健康保険の被保険者になります。

保険税は 世帯主課税です

同一世帯内に国民健康保険加入者がいる場合は、保険税の納税義務者は加入者本人ではなく世帯主です。そのため、納税通知書などは全て世帯主あてに送付します。

問い合わせ

■保険税について 税務課 内線119

■保険証や給付資格について 保険医療課 内線154



国民健康保険税の計算方法

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40~64歳の 被保険者がいる場合)
所得割 A	(総所得-33万円) ×5.43%	(総所得-33万円) ×2.1%	(総所得-33万円) ×1.37%
均等割 B	被保険者の人数 ×27,600円	被保険者の人数 ×5,800円	被保険者の人数 ×8,600円
平等割 C	26,600円	8,800円	6,000円
合計	A+B+C (最大61万円)	A+B+C (最大19万円)	A+B+C (最大16万円)
年税額	医療分+後期高齢者支援金分+介護納付金分		

※総所得には譲渡所得(特別控除後)も含む

※税額は、中途加入した場合は加入月から、中途脱退した場合(ほかの健康保険に加入、ほかの市町村へ転出など)は脱退した月の前月までの月割支払い

※税率および賦課限度額の青字箇所は、国の示す基準に改正

国民健康保険税の 軽減・減免制度

■軽減制度

世帯主と加入者の前年の総所得金額等の合計が下表の判定基準額以下の場合には軽減が受けられます。軽減を受けるには住民税の申告が必要です(扶養控除を受けている方、課税資料が役場に届いている方は除く)。

軽減の判定基準金額が変わりました

7割軽減	33万円(変更なし)
5割軽減	33万円+28万5,000円×(被保険者数+旧国保被保険者数※)
2割軽減	33万円+52万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)

※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人(特定同一世帯所属者)の数

■減免制度

次の①~④の事項に該当する場合、減免が受けられることがあります。なお、納期限の7日前までに申請手続きをする必要があります。

①生活保護を受けることになった

②災害により被害を受けた

③継続して6か月以上の入院療養が必要となった

④失業、事業の廃止などにより著しく所得の減少が見込まれることになった

※③④は一定の所得基準あり

また、65歳未満であり倒産や解雇など自ら望まない理由で離職した方は、離職日の翌日が属する年度から翌年度末までの間は、前年の総所得金額等のうち給与所得を7割軽減して国民健康保険税を計算します。申請手続きには、雇用保険受給資格者証と印鑑が必要です。



●新型コロナウイルス感染症における減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、もしくは給与収入の減少が見込まれる場合、減免が受けられることがあります。

●新型コロナウイルス感染症における徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者の事業などに係る収入に相当の減少があった場合は、徴収の猶予が受けられることがあります。

■共通項目

詳細は
町ホームページへ



納付方法

■口座振替

納付は原則、口座振替でお願います。申請が必要のため、通帳と通帳の届出印を持って役場税務課、または金融機関で手続きしてください。

■個人納付(普通徴収)

納期限	
期別	納期限
全期	7月31日(金)
第1期	8月31日(月)
第2期	9月30日(水)
第3期	11月2日(月)
第4期	11月30日(月)
第5期	12月25日(金)
第6期	令和3年 2月1日(月)
第7期	3月1日(月)
第8期	

る方は、問い合わせ先へ相談してください。

なお、免除申請期間に対応する前年所得に基づいて所得審査が行われます。

●持ち物

- ・マイナンバーカードまたは通知カード、もしくは年金手帳
- ・印鑑(認印)
- ・失業などの特例免除を申請する場合は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のうちいずれか1点(コピー可)

令和2年度の免除などの受付を7月1日(金)から開始します。免除対象期間は、令和2年7月～令和3年6月分です。申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合や、過去に申請を忘れていたなど未納期間があ

口座振替の手続きをしていない方は、7月中旬に送付する納付書で納付してください。

■年金からの天引き
(特別徴収)
次のすべてに該当する場合は、年金から天引きされます。

- ・世帯主が国民健康保険加入者

新型コロナウイルス感染症による臨時特例

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の所得が減少した場合、令和2年2月分以降の本人申立の所得見込額を用いて、国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例を審査します。申請時に申立書を提出してください。

●申請先・問い合わせ

- ・半田年金事務所
☎0569(21)2375
- ・役場保険医療課
内線155

入者

- ・世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
- ・世帯主が年額18万円以上の公的年金受給者
- ・介護保険料を特別徴収され、介護保険料と国民健康保険税の合算額が1回あたりの年金受給額の2分の1を超えない方

■介護保険料の納付

国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方は、介護保険分も医療分と一緒に納付します。65歳以上の方は、知多北部広域連合から届く納付書で納付してください。

ごみ出し支援



「もえるごみ」を近くのごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯を対象にごみ出し支援を行います。

●内容

玄関先など、事前に取り決めた場所に出された「もえるごみ」を「ごみステーション」まで運搬します。

●対象

「もえるごみ」を自力でこ

みステーションまで搬送することが困難な方であって、次の方のみで構成される世帯

- ・避難行動要支援者名簿に登録されている方
- ・65歳以上の方

●手数料 1回につき50円

●申し込み

ごみ出し支援申込書を区長、自治会長または地区民生委員へ提出

※ごみ出し支援申込書は環境課、各地区コミュニティセンターで配布または町ホームページからダウンロード

●問い合わせ

環境課 内線283